

令和 6 年度
第 3 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 6 年 6 月 2 7 日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第3回総会 議事録

令和6年6月27日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：17名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 （欠席）	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 （欠席）	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：16名）

1 番 木村 光男	2 番 （欠席）
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 柴山 守男
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義

9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：2名)

3 番 奥 智子

15 番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：1名)

2 番 伊藤 末雄

<事務局>

事務局長 長谷川 明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第3回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第3回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中17名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。12番 内藤秀基委員さん、14番 佐々均委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転8件です。詳細は、2ページをご覧ください。

14番から16番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。17番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

18番、3ページの19番につきましては、経営の効率化を図るため、お互いに所有権を移転されるものです。20番、21番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可8件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。

宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はござい

ませんか。

【江寄委員】

20番は、渡人が相続財産管理人となっています。詳しく説明してください。

【近藤課長補佐】

この案件につきましては、所有者死亡により、令和5年（事件番号）相続財産清算人選任申立事件として、名古屋家庭裁判所一宮支部の審判がなされているものです。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、5ページをご覧ください。

2番につきましては、駐車場及び通路として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、を議題とします。議案第3号54番につきましては、青山真由美委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<青山真由美委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第3号54番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第3号54番についてご説明申し上げます。提出議案の10ページをご覧ください。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、賃借権設定1件です。54番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法5条許可 1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号54番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

<青山真由美委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第3号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の6ページをご覧ください。

引き続き、議案第3号について、ご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました54番を除き、所有権移転10件、賃借権設定5件、使用貸借権設定9件です。詳細は、7ページから11ページとなります。

7ページの35番から9ページの47番につきましては分家住宅、48番、49番につきましては店舗、10ページの50番につきましては工場を建築するものです。以上、16件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。51番から53番、11ページの55番につきましては駐車場、56番につきましては駐車場兼物干し場、57番、58番につきましては資材置場として利用されるものです。59番につきましては、資材置場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、58番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可24件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号35番から53番及び55番から59番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の12ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、13ページをご覧ください。

1番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。なお、最上段の1筆につきましては、被相続人が特定貸付を行っており、相続人も特定貸付を継続されます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第４号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第５号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。まず、事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の１４ページをご覧ください。

議案第５号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１５ページから１６ページとなります。

１６ページの１番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画 １件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第３「報告事項」を議題とします。

・報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について」

- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「買受適格証明願（5条届出）報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから7ページの所有権移転13件、賃借権設定1件、使用貸借権設定4件です。8ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）報告についてです。今月の報告は、9ページから11ページの13件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、13ページの5件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第3回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

いました。

閉 会（午後 2 時 2 5 分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 内藤 秀基

署名者 佐々 均